

申請 県見込みの2割

新型コロナウイルス対策として、二〇二〇年の年間売り上げが前年比で一割以上減った事業者に十万円を支給する「県版持続化給付金」の申請が三日現在、五千二百件と当初見込みの二割にとどまっていることが、県のまとめで分かった。三カ月の申請期間は半分を過ぎたが、売り上げに国の持続化給付金などを加えるという条件が支給のハードルを上げたとみられる。＝新型コロナウイルス関連⑤⑥⑦⑧面

(山本洋児)

支給条件高く 見直し要望も

県版持続化給付金は、県が独自に制度を創設。四月十六日、七月十六日を申請期間とし、事業規模や業種に制限を設けないため、県内で二万七千件の給付を見込んでいた。申請が増えない理由は、支給条件にある。二〇年の年間売り

上げに国の持続化給付金や県の応援金などを加えた額が、一年の売り上げに比べ10%以上減少していることを要件としたため。

特に国の持続化給付金は中小企業に最大二百万円、個人事業主に同百万円が支給された。小規模事業者にとっては売り上げに占める割合が

大きく、支給条件を満たさないケースが出ている。県に支給条件の見直しを求める声が複数、寄せられたという。

申請があったうち、四千七百十五件は支給が終わった。県創業・経営課の担当者らは、支給条件に壁があったとしつつ「現時点で五千二百件が多いか少ないかの評価はしていない」と説明。一方、制度は二〇年の売り上げ減に対する支援で、県独自の緊急事態宣言が発令された今春の影響については「また考えないといけない」とした。県版持続化給付金の申請書類などは、県のホームページに掲載されている。